

自家用自動車の使用制限処分

福岡運輸支局長は、道路運送法に違反した次の者について、自家用自動車の使用制限を命じました。

処分年月日	違 反 者	処分内容	主な違反条項	違反行為の概要
令和7年12月10日	福岡県福岡市東区の男性1名	40日	道路運送法第78条違反	自家用自動車を有償で運送の用に供した。